

◎新潟県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市小白倉卯1310番から	新	6.6～12.6メートル	89.9メートル
同市小白倉卯1299番1まで	旧	5.2～8.0メートル	90.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市小白倉卯1310番から	新	6.6～12.6メートル	89.9メートル
同市小白倉卯1299番1まで	旧	5.2～8.0メートル	90.5メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道403号と重用